

税のお知らせ



軽自動車税

平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期限は5月末日です。平成26年度税制改正により、税率が次のとおり変更されます。

◆原動機付自転車など

図1の①改正税率が適用されます。

◆三輪以上の軽自動車

平成27年3月31日以前に新規登録した場合

今まで通り、図2の②現行税率が適用されます。ただし、平成28年度以降は、新規登録から13年を経過すると④重課税率が適用されます。

平成27年4月1日以後に新規登録した場合

図2の③改正税率が適用されます。ただし、新規登録から13年を経過すると④重課税率が適用されます。
※新規登録の年月とは、車検証の初年度検査年月です。

図1 原動機付自転車などの税率(年額)

車種区分		現行税率 H26年度まで	①改正税率 H27年度以降
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

図2 軽自動車の税率(年額)

車種区分			②現行税率 H27.3.31までに新規登録	③改正税率 H27.4.1以後に新規登録 ※平成27年度から適用	④重課税率 新規登録後13年超 ※平成28年度から適用
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

Q 原動機付自転車、軽自動車の廃車はどうすればいいですか？

A 乗らなくなった原動機付自転車や軽自動車は、廃車の手続きが必要です。廃車の手続きをしないと、乗ってなくてもいつまでも税金が課税されることとなります。125cc以下の原動機付自転車などの手続きは市役所の税務課で行ってください。

市役所の手続きには、①ナンバープレート ②標識交付証明書 ③本人の印鑑 の3点が必要です。

また、軽自動車や125ccを超えるオートバイの手続きは、下記の場所で行ってください。

- 軽自動車や軽二輪(126cc～250cc)…宮城県軽自動車協会(仙台市宮城野区中野4-1-38) ☎050-3816-1830
- 小型二輪(251cc以上)…東北運輸局宮城陸運支局(仙台市宮城野区扇町3-3-15) ☎050-5540-2011

問 税務課市民税係 ☎364-1111(内線216、370)



固定資産税

家屋を取り壊したときはお知らせください

家屋を取り壊した方は、市役所に家屋滅失の届出をお願いします。なお、登記されている家屋は、法務局で「滅失登記」の手続きも必要です。

住宅が建っている土地には「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、「更地」や「駐車場用地」などと比較すると税額が軽減されています。天災などの事由によらず住宅を取り壊した場合は軽減特例を受けることができません。

問 税務課固定資産税係 ☎364-1111(内線219、220)



納税

12月は宮城県一斉滞納整理強化月間 ～市税の納め忘れはありませんか？ 市民生活を支えるあなたの市税～

市税は自主財源の主力を担う収入であり、その確保は市の施策の実施に必要な不可欠です。そのため、納期限内に納めていただいた方との公平を保つため、滞納者に対しては厳正に対応していきます。

12月は、県と市町村が連携し県下一斉に徴収対策を集中して実施します。

問 税務課納税推進室 ☎364-1111(内線226、227)